

## ＜京都市＞子ども医療費支給制度の改正内容について

◆平成 25 年 9 月診療分より網掛け部分が拡充します。

年齢	入院外	入院
	一部負担金	一部負担金
0 歳～3 歳未満	200 円	200 円
3 歳～小学 6 年生	3,000 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	200 円

◆子ども医療費負担者番号

行政区名	公費負担者番号							
北 区	4	5	2	6	5	0	1	4
上 京 区	4	5	2	6	5	0	2	2
左 京 区	4	5	2	6	5	0	3	0
中 京 区	4	5	2	6	5	0	4	8
東 山 区	4	5	2	6	5	0	6	3
山 科 区	4	5	2	6	5	0	7	1
下 京 区	4	5	2	6	5	0	8	9
南 区	4	5	2	6	5	0	9	7
右 京 区	4	5	2	6	5	1	0	5
西 京 区	4	5	2	6	5	1	1	3
伏 見 区	4	5	2	6	5	1	2	1
深草地区	4	5	2	6	5	1	3	9
醍醐地区	4	5	2	6	5	1	4	7
洛西地区	4	5	2	6	5	1	5	4
京北地区	4	5	2	6	5	1	6	2

◆留意事項

- ①「京都市子ども医療費受給者証」の提示があれば、レセプトは子ども医療との併用レセプトとして、また被用者保険の場合は、「43・44・45 福祉及び子育て支援医療費請求書」にて請求してください。（京都市学童う歯対策事業分は除く。）
- ②レセプトの一部負担金額欄への 3,000 円未満の記載は、窓口徴収額ではなく、請求点数×公費割合（2割・3割）額を1円単位で必ず記載してください。
- ③京都市国保で学歯対象の場合は、学歯制度が優先されるため、レセプトに45 公費を記載せず、学歯として摘要欄に「学」または「学校記号・学年」（紙レセプト）を記載、もしくは特記事項に「64」（電子レセプト）を記録してご請求ください。
- ④国保組合または京都市退職者国保で学歯対象の場合は、レセプトに45 公費並びに「学」または「学校記号・学年」、「64 学歯」を記載せずご請求ください。なお、学歯3割分は、直接京都市医務審査課へご請求ください。  
※紙レセプト摘要欄に「学」または「学校記号・学年」が表示されていても国保連合会で読み飛ばしますが、電子レセプトの場合は、特記事項に「64」コードを記録しないでください。
- ⑤学歯対象外または学歯と学歯対象外混在の場合は、レセプトに「学」「64 学歯」の記載をせず、子ども医療との併用レセプトとして45 公費を記載し、ご請求ください。（患者負担が3,000 円未満の場合、上記②を参照ください。）
- ⑥「43・44・45 福祉及び子育て支援医療費請求書」裏面の＜記載上の注意＞について、制度名を変更しています。
  - ・母子家庭医療→ひとり親家庭医療
  - ・自立支援医療→障害者総合支援医療
  - ・⑩を追加※ 現行の様式は、裏面＜記載上の注意＞の追加・変更をご理解のうえ、10月以降ご使用いただいても差し支えございません。

	元保険	学 歯 対象・対象外	国 保 連 合 会		医 務 審 査 課	支 払 基 金	レセプト 記載事例
			レセプト 《学歯又は45の記載》	福祉及び子育て支援医療費請求書 (医保福祉請求書)	レセプト	レセプト	
6 ～ 12 歳  京都市内に住所がある児童（小学生）	京都市国保	学歯対象	○ 「学」「64学歯」等の記載	—	—	—	事例 1
		【学歯対象外・ 学歯対象及び対 象外混在】	○ 45記載	—	○ 学歯混在分のみ 見え消しレセプト	—	事例 3 事例 4 事例 5
	国保組合 京都市退職者国保	学歯対象	○ 45及び学歯 <b>記載不要</b>	—	○ 紙レセ	—	事例 2
		【学歯対象外・ 学歯対象及び対 象外混在】	○ 45記載	—	○ 学歯混在分のみ 見え消しレセプト	—	事例 3 事例 4 事例 5
	被用者保険	学歯対象	—	—	○ 紙レセ	○	—
		【学歯対象外・ 学歯対象及び対 象外混在】	—	○	○ 学歯混在分のみ 見え消しレセプト	○	事例 A 事例 B 事例 C
3 ～ 6 歳  未就学	国 保	—	○ 45記載	—	—	—	事例 6 事例 7
	被用者保険	—	—	○	—	○	事例 D 事例 E

- ※ 学歯対象外又は学歯対象・対象外混在の場合、「京都市子ども医療費受給者証」の提示があれば、レセプト又は福祉及び子育て支援医療費請求書にて、子ども医療費併用として請求をしてください。
- ※ レセプト並びに福祉及び子育て支援医療費請求書に記載していただく患者負担額(自己負担)は、3,000円を上限とし、窓口徴収額ではなく、請求点数×公費割合(2割又は3割)を1円単位で記載してください。
- ※ 国保総括表(様式第2-2-1号)の「京都市国保学歯う歯※2」に件点を計上するのは、事例 1のみ。